仙台河川国道事務所	仙台市	名取川（釜房ダム管理所の管轄区域を除く。）及び阿武隈下流（宮城県境から下流）のうち、七ヶ宿ダム管理所の管轄区域を除く区間	（略）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
宮城南部復興事務所	宮城県伊具郡丸森町	内川、新川及び五福谷川	復興法第五十一条第一項に規定する特定災害復旧等河川工事（以下、この表において「特定災害復旧等河川工事」という。）	砂防工事
		内川流域	復興法第四十六条第一項に規定する特定災害復旧等道路工事（以下、この表において「特定災害復旧等道路工事」という。）	一般国道三百四十九号
北上川下流河川事務所	石巻市	北上川下流（鳴子ダム管理所の管轄区域を除く。）及び鳴瀬川（鳴瀬川総合開発工事事務所の管轄区域を除く。）		改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
（略）				
秋田河川国道事務所	秋田市	雄物川下流（秋田市境から下流）及び子吉川（鳥海ダム工事事務所の管轄区域を除く。）	（略）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務

仙台河川国道事務所	仙台市	名取川（釜房ダム管理所の管轄区域を除く。）及び阿武隈下流（宮城県境から下流）のうち、七ヶ宿ダム管理所の管轄区域を除く区間	（略）	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報
北上川下流河川事務所	石巻市	北上川下流（鳴子ダム管理所の管轄区域を除く。）及び鳴瀬川（鳴瀬川総合開発工事事務所の管轄区域を除く。）		改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報
（略）				
秋田河川国道事務所	秋田市	雄物川下流（秋田市境から下流）及び子吉川（鳥海ダム工事事務所の管轄区域を除く。）	（略）	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報